東三河広域連合内特別養護老人ホーム入所申し込みの流れ

入所申し込み

要介護3から5の方

・所定の申し込みを行う。

要介護1または2の方

・入所の申し込みを妨げるものではないが、「入所者の選考に係る委員会」に諮るためには、「居宅において日常生活を営むことが困難である」という特例入所の要件に該当することが必要。
※入所指針3(2)参照
・施設はその要件に該当しなければ入所候補に挙がらないことを説明し、必要な情報を申し込み時に入所申込書(様式1)やその他資料(様式2)などで求める。

施設

・施設は、東三河広域連合(以下。保険者とする。)に、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって参考となる事項について、意見を求めることができる。(様式3による照会)
・施設で特例入所に該当すると判断した場合は、照会不要。

東三河広域連合

・施設と保険者が情報の共有を行う。必要に応じて、関係市町村や居宅サービス事業所、地域福祉関係者などに居宅における生活の困難度の聴取を行い、特例入所判定の該当性について施設に対して意見書を提出する。(様式3による回答)

入所判定委員会

・入所の必要性に関する評価基準(入所指針5)においてグループ分け、優先順位の決定を行う。
・必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」などについて、改めて保険者に意見を求めることができる。
(様式3にて照会)

入所可否決定